

令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業委託業務仕様書

1. 件名

令和 7 年度友好姉妹都市合同交流事業委託業務(以下「本業務」という。)

2. 目的

令和 7 年は沖縄戦後 80 年の節目の年にあたることから、人的、文化的交流等を通じて相互理解と友好をより一層深め、平和の構築を図ることを目的に、平和の象徴として復活を遂げた「那覇大綱挽まつり」の期間に合わせて、友好姉妹都市合同交流にかかる事業を実施する。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日(金曜日)まで

4. 事業概要

参加予定の友好姉妹都市および関係団体

ア ホノルル市(アメリカ・ハワイ州)

イ 日南市(宮崎県)

ウ 川崎市(神奈川県)

エ 川崎沖縄県人会

オ ハワイ沖縄連合会

カ 沖縄ハワイ協会

業務概要

(1) 県内市内関係施設イベント等案内

(ア) 令和 7 年 10 月 12 日(日曜日)

- ・ 各団体の移動サポート
- ・ 昼食の手配
- ・ 「那覇大綱挽まつり」観覧

(イ) 令和 7 年 10 月 13 日(月曜日)

- ・ 視察の総合的なプランの企画、手配、実施、運営
- ・ 昼食、夕食の手配

(2) 合同祝賀会の開催

(ア) 令和 7 年 10 月 12 日(日曜日)

- ・ 合同祝賀会の総合的な演出、プランの企画、実施、運営
- ・ 「那覇大綱挽まつり」観覧後、ハーバービューホテル『白鳳の間』にて開催
- ・ 18 時半～19 時頃開始を想定。(90 分程度)

- ・ 50 名程度(円卓)見込み

(3) その他

- (ア) 各団体の那覇市出発スケジュールに合わせた移動サポート
- (イ) 各行程に応じた駐車(待機)スペースの確保
- (ウ) 各行程において必要となる通訳者の手配、配置
- (エ) 参加者の食物アレルギーや思想、宗教上の食事制限への対応

5. 委託業務内容

(1) 県内市内関係施設イベント等案内

(ア) 令和 7 年 10 月 12 日(日曜日)

- ① 各団体が那覇空港到着後、空港から宿泊先等間の送迎を行う。
(海外から 1 団体、国内(県外)から 3 団体程度見込み。)
- ② 各団体の人数に応じた移動用車両を手配する。
(海外からの団体が 6～8 名、国内(県外)からの団体が 4～6 名程度見込み。)
- ③ 昼食を手配する。
(海外からの団体を含む 20 名程度見込み。昼食会場の提案を含む。)
- ④ 「那覇大綱挽まつり」会場までの案内をサポートする。
(14 時ごろ開始見込み。発注者にてまつり会場内敷席を確保予定。)
- ⑤ 「那覇大綱挽まつり」終了後の各団体の移動をサポートする。
(一度宿泊先へ戻る団体がいる場合は、宿泊先と祝賀会会場の送迎を行う等。)

(イ) 令和 7 年 10 月 13 日(月曜日)

- ① 視察の総合的なプランの企画、手配、実施、運営を行う。
(参加人数は海外からの団体を含む 20 名程度見込み。)
- ② 視察参加を希望する人数に応じた車両等一式を手配する。
- ③ 視察先を提案する。
(「首里城視察」と「文化体験」は含めること。)
- ④ 視察の行程に、昼食・夕食を含める。
(会場の提案を含む。)
- ⑤ 県内市内の事情、歴史、文化に精通したガイドを手配する。
- ⑥ その他全体の行程を円滑に運行するうえで必要な業務を行う。

(2) 合同祝賀会の開催

(ア) 令和 7 年 10 月 12 日(日曜日)

※18 時半～19 時頃開始を想定。

※参加人数は、海外からの団体を含む 50 名程度見込み。円卓を想定。

※ハーバービューホテル『白鳳の間』にて開催する。(会場は発注者にて予約済み。)

- ① 合同祝賀会の総合的なプランの企画、手配、実施、運営を行う。
- ② 祝賀会は 90 分程度とする。

- ③ 祝賀会は 2 か国語(英語・日本語)対応が見込まれるため、効果的な運営方法を提案する。
- ④ 祝賀会の式次第は、発注者と協議のうえ決定する。
- ⑤ 各都市への記念品および来場者記念品を用意する。
(各都市の市長、議長への記念品は 6 つを想定。来場者への記念品については 40 程度を想定。)
- ⑥ 進行台本、タイムスケジュール、会場レイアウト、登壇者および来賓等の動線図、人員配置計画等を記載したマニュアルを作成する。
- ⑦ 控室、ステージ、看板、受付、音響、照明、テーブル、その他備品等の手配、設営、設置を行う。
- ⑧ 司会、アトラクション出演者の選定及び、各人・団体との調整を行う。
(アトラクションは 2 つ程度を想定。)
- ⑨ 中国語、ポルトガル語、英語によるビデオメッセージの編集等を行う。
(福州市、サンビセンテ市、ホノルル市の市長よりビデオメッセージが届く予定。)
- ⑩ その他全体の行程を円滑に運行するうえで必要な業務を行う。

(3) その他

- (ア) 各団体の那覇市出発スケジュールに合わせ、宿泊先等から空港間の送迎を行う。
(海外から 1 団体、国内(県外)から 3 団体程度見込み。)
- (イ) 本業務において移動手段を手配する際は、必要に応じて駐車(待機)スペースの確保等を確実に行う。
(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に違反するような駐停車等を行わない。)
- (ウ) 本業務の全体の行程を円滑に運行するために、各行程において必要となる通訳者の手配、配置を確実に行う。
- (エ) 各「昼食」「夕食(合同祝賀会を含む)」において、参加者の食物アレルギーや思想、宗教上の食事制限に配慮し、個別に食事の内容を変更する等の調整を行う。
(参加者への食事制限の有無に関する確認は発注者にて行う。)

6. 実施体制

受託者の体制は次の条件を満たすこと。

- (1) 本業務の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者を、プロジェクトリーダーとして設置する。
- (2) 本業務に専任担当者を設置する。
- (3) 本業務に必要な要員を配置しチームとして編成する。
- (4) プロジェクトリーダーおよびメンバーの責任、権限を明確にし、本業務への参画度、参画時期について明確化する。
- (5) 問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にする。
- (6) 受託者は契約後速やかに、業務責任体制図を委託者に提出する。

- (7) 通常および緊急時において、迅速に委託者との連絡を可能とする。
- (8) 変更などがあった場合は、状況に応じて委託者との調整を踏まえて実施する。

7. 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を、一括または分割して第三者に委任し、または請け負わせることはできない。また、以下に定める契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとして、あらかじめ那覇市が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ウ その他、那覇市が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、または請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○ 再委託により履行することのできる業務の範囲

ア 祝賀会、イベントの演出等の業務補助に関する再委託

イ 広報用のコンテンツ等作成のための制作会社への再委託

ウ イベント、広報等にかかる通訳、翻訳業務

エ その他、那覇市が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により那覇市の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りでない。

○ その他簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力および集計

エ イベント、広報等に係る通訳、翻訳業務

オ イベント実施に係る荷物の輸送、移動手配

カ その他、那覇市が簡易と決定した業務

8. 業務履行にかかる関係人に関する措置要求

- (1) 那覇市は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 那覇市は、上記「7. 再委託等の制限」により、受託者から委託を受けた者で、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求にかかる事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、那覇市に対して文書により通知しなければならない。

9. 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

10. 瑕疵担保責任

受託者は、那覇市に納入した納品物の瑕疵について、納品日から起算して1年間、担保の責を負うものとする。

受託者は、納品物の瑕疵が受託者の故意または重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負うものとする。

那覇市は、前述の期間、瑕疵のある納品物について、受託者に相当の期間を定めて修補を依頼し、または修補に代え、もしくは修補と共に、当該瑕疵により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

11. 著作権

本業務で納品する成果物にかかる著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、那覇市はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。

受託者は、提供するサービスや成果物等について、第三者の著作権、特許権、商標権などの知的財産権を侵害してはならない。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決するものとする。

また、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者または那覇市と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

12. 成果物

- (1) 事業実施報告書（現物 2 部、電子データ 1 部）
- (2) 事業実施報告書概要版（現物 5 部、電子データ 1 部）
 - ・ 写真を中心とした 10 ページ程度のもの。作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう個人情報に十分配慮する。
 - ・ 電子媒体についてはウイルスチェックを行い、安全であることを確認する。

13. 委託金額

7,490,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

14. 委託料の支払い

受託者は、業務終了後速やかに「事業実施報告書」を提出し、那覇市の検査を受けること。
受託者は、前述の検査を受け那覇市の業務履行確認を得たあと、那覇市へ委託料の支払いを請求すること。

那覇市は、受託者より適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

15. その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項で、本業務の実施にあたり必要となる事項については、那覇市および受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本仕様書に記載の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 受託者は、契約終了後であっても、監査等で必要性が生じた際は、書類の準備や説明等に協力すること。また、契約や支払いに関する関係書類など本業務の関連資料については、業務完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。